

十日町地域振興連合会 地域自治推進計画

1 計画期間 令和3年～5年度(3ヵ年)

2 十日町地域の現状

- (1) 十日町地域は十日町中学校校区の63行政区で構成されている。地域は2つに大別され、一方は主に商業を中心とする市街地で、域内に南部、中央、東部の3地区振興会が組織されている。もう一方は主に住宅地であり、田川町、美佐島、新座、七和の4地区振興会が組織されている。
- (2) 当地域の平成22年3月31日現在の住民登録人口は9,321人、令和2年3月31日現在では7,961人と、10年間で1,360人減少している。一方、地域内63行政区の約46%に当たる29行政区で高齢化率(65歳以上人口比)が40%以上となっており、50%を超える「高齢化集落」も8行政区と、この3年間で倍増している。
- (3) 市街地の本町1丁目～本町6丁目、高田町、昭和町、駅通りの各町内には商店街振興組合が組織されており、十日町商工会議所を中心としながら、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいる。
- (4) 十日町地域振興連合会は、前述7地区振興会の「穏やかな連合体」である。それぞれの地区において実情に応じた様々な地域振興事業が展開されている。

3 十日町地域の課題

(1) 中心市街地の活性化

中心市街地の商店街は、顧客や売上げの減少等により後継者難、空き店舗の増加など厳しい現実直面している。このような中で、市の中心市街地活性化対策として、越後妻有文化ホール(段十ろう)、市民交流センター(分じろう)、市民文化センター(十じろう)、児童センター(めごらんど)など、新たな市民交流施設が地域内に集中的に整備されてきた。

中心市街地の活性化に向けて、今後これらをどのように活用するか、また、街中の特性をどのように生かして人を呼び込むか、その取り組みが引き続き大きな課題となっている。

(2) 空き家(店舗)、空き地対策

中心市街地に限らず地域内では空き家や空き地が増加しているが、所有者の管理が適切に行われていないケースもあり、次第に周辺環境に悪影響を与え始めている。

しかし、このような状況に対する行政の対応には限りがあることから自治組織としては行政とともに、状況に応じた対応を行っていく必要がある。

(3) 日常の安全安心の環境づくり

① 高齢化への対応と安全安心のまちづくり

高齢化が一段と進み、自力で買い物に行けない、積雪期に避難路を確保できないなど、高齢者の一人世帯や要支援者には、日常生活を安心して送ることが次第に困難になってきている。また、児童生徒が通学時に犯罪被害や交通事故に遭わないよう、その安全の確保を図ることや、安全対策の要である防災・避難訓練についても、住民の防災意識をさらに高めるよう工夫するなど、より一層安全環境づくりに努める必要がある。

② 流雪溝・消雪パイプ等インフラ整備

連合会エリアでも消雪パイプや流雪溝等が計画的に整備されてきたが、地区によっては、いずれの設備も未だ整備されておらず、冬期の屋根雪処理や道路除雪に不自由を強いられている。このような課題に対しては、その早期実現を求めて地区振興会単位だけでなく連合会としても取り組んでいく必要がある。

(4) 地域自治組織の運営と展開

① 自治組織のスタッフ

当地域では、福祉、環境、教育その他様々な領域で住民組織の活動が展開されており、それに携わる住民も数多い。地域自治組織はそれらを包括する形で存在しているが、自治組織に対する働き盛り世代の認知度は高いとは言えずスタッフは総じて高齢者である。また、そのほとんどが男性であり、女性の目を通した事業企画は極めて少ない。組織活動を柔軟に展開するためには、一定数の若手スタッフや女性スタッフの参画が必要である。

② 地区振興会事業

地区振興会の事業は、その多くが地域自治推進計画に基づくものであり、市交付金を財源に、年々歳々実績を積み重ねてきていることから、内容を変えることはなかなか難しい。また、他地区振興会事業の調査・研究や、時代の変化に応じた事業を企画する余裕もあまりない。

しかし、住民の融和を図りつつ地域の活性化を図るには、前例にとらわれず複数の地区が連携するなどして事業のマンネリ化を防いで行く必要がある。

③ 連合会三役の新陳代謝

連合会の三役は、会員の中から理事会で選出し、総会で承認を得ることになっているが、候補者の人選は、地区振興会との連携もないまま三役が独自で行っている。当然のことながら後任確保は容易でなく、確保できないまま任期延長となることも珍しくない。しかし、在任期間が長くなると、運営のマンネリ化に繋がるだけでなく、地区振興会との関係も次第に希薄化し、そのために連合会組織が形骸化してしまう恐れさえある。

こうしたことから、連合会三役人事については、常にスムーズに新陳代謝が行われるようなシステムの構築が必要である。

4 十日町地域の将来像、目標

(1) 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化については、単位組織である地区振興会が取り組む事業の相乗効果により、漸次実現させていく。

そのため連合会に中心市街地活性化に関する専門部会を設置し、魅力ある統一ビジョンをつくり、個々の地区振興会の立ち位置に応じた活性化事業の創出に取り組む。

また、行政と商店街振興組合に対し当該活性化構想を示して理解と協力を求めるなど、事業実施のための環境整備に努める。

(2) 空き家(店舗)、空き地対策

空き家・空き地の周辺環境への影響に対しては、地区振興会において行政と連携しながら対応する。また、地区内の空き家・空き地情報を基に、実情に合った地場産業施設やサービス産業施設として活用するよう行政に働きかける。

地区振興会は、住民の住みやすさを念頭においた空き家・空き地対策事業の実施について研究し、高齢者に日常生活で孤独感や不安感を感じさせない地域づくりに取り組む。

(3) 日常の安全安心の環境づくり

① 高齢化への対応と安全安心のまちづくり

日常生活の安全な環境づくりは、地区振興会の事業実施によって推進を図る。このうち、高齢者向けの事業については、複数の地区振興会の事業連携がより有効であることから、当面その連携の拡大を目指す。地域全体で実施する準備が整い次第、連合会の直轄事業として実施する。

また、防犯・交通安全・防災その他の安全対策事業は、引き続き地区振興会の実情に合わせて行う。いずれの事業も実施目的を明確にし、事業に対する住民の認識が深まるよう努める。

② 流雪溝、消雪パイプ等インフラ整備

地域のインフラ整備については、その早期実現に向けて関係機関に要望活動を展開していく。このうち、流雪溝・消雪パイプについては、設備修繕等小規模な場合は当該地区振興会が、また新設や大規模修繕については連合会においても要望活動を行う。

(4) 地域自治組織の運営と展開

① 自治組織のスタッフの充実

スタッフの充実に向けては、地区振興会が事業を実施する際、地区内の若手や女性に支援を求め、それを契機に通常活動への参加を働きかける。特に「女性の増強」に主眼をおいて取り組むこととし、女性の参画が必要となる事業を企画するよう努める。

② 地区振興会事業の充実

地区振興会の事業創出やメンテナンスは、基本的に当該地区振興会で行う。また、事業効果を高めるため複数の地区振興会で共同事業を行うときは、随時、事業調整会議に係る地区振興会が参加して協議する。会議は、代表の地区振興会がその都度主導する。

③ 連合会三役の新陳代謝

連合会の運営を適切に維持し、連合会と地区振興会との関係をより緊密にするため、会則を改正して、三役候補者の選出を「7地区の持ち回り制」として公平性を保つとともに、三役の任期を3年に延長して運営の安定に資する。

持ち回り順の設定に当たっては現任三役が所属する地区振興会の当番を後回しにすることとし、南部地区、七和地区、新座地区、美佐島地区、田川町地区、東部地区、中央地区の順に、「副会長」、「事務局長」、「会長」の役を順次配置するものとする。

持ち回り順は会則に明記する。持ち回り制への移行完了までは一部に現任者を充てる。

④ 事業資金の確保

市交付金を財源にして実施する地区振興会事業については、市の財政事情を背景に、今後の交付金予算措置が見通せない状況にある。一方、地域の諸課題に対応する新たな事業企画に要する費用を確保する必要もあることから、連合会においては、現行の交付金配分業務のほか、ふるさと納税制度やクラウドファンディングの活用等、資金調達業務にも取り組むよう努める。

5 十日町地域の基本方針

(1) 連合会と地区振興会の役割

地区振興会は、連合会組織の活動単位として、地域自治推進計画にのっとり、各地区の活性化に向けて事業を実施することを基本とする。連合会は、主として地区振興会の交付金事業に係る事業計画と予算を管理して事業推進を図るほか、連合会総務を司る。

(2) 地域自治推進計画における専門部会の役割

地域自治推進計画において、全ての地区振興会の事業連携により対処すべきと定めた地域課題については、事業調整等を行う専門部会を設置して対処する。専門部会の委員は各地区振興会選出理事1名及び連合会三役とする。

(3) 連合会理事会

連合会は、原則として2か月に1回、5月を除く奇数月に理事会を開催し、各種手続きや地域全体の課題について協議を行い、あるいは地区の現況を報告して相互に状況を把握する。

(4) 連合会広報紙の発行

十日町地域振興連合会は広報紙を発行し、地域住民に活動報告を行う。

6 事業の実施計画

別紙計画書のとおり